

第3章 子ども・子育て支援計画の基本構想

1. 計画の基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系
4. 施策の展開



鹿児島県西之表市

第3章 子ども・子育て支援計画の基本構想

1. 計画の基本理念

就学前の教育・保育をめぐる現状と課題として、「子どもを取り巻く環境の変化と子どもたちの育ちの課題」、「集団活動や異年齢交流機会の不足」、「多様な教育・保育ニーズへの対応不足」、「子育てを取り巻く環境の変化と、家庭や地域の子育て力の低下」、「仕事と子育ての両立支援の難しさ」など、一般に憂慮すべき課題が山積しています。

一方、教育・保育の担い手である幼稚園・保育所をめぐる諸課題として、全国各地域において幼稚園と保育所の連携が進みつつあるものの、地域の課題や、保護者の幼児教育・保育へのニーズが多様化する中で、地域によっては、既存の制度の枠組みによる連携だけでは、必ずしも柔軟に対応できない状況が指摘されています。

子どもの発達は連続しており、就学前の子どもを対象として、幼児教育・保育を行う施設と小中学校との連携強化の必要性も指摘されています。

今後の教育・保育の一元化、新たな地域型保育事業を展開するためには、「子どもの最善の利益」を第一義として、次代を担う子どもが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付ける必要があります。

また、子どもを育成する父母や祖父母その他の保護者や地域の子育て力が高まるよう、地域に開かれたものとして地域のさまざまな人びとの参加を得つつ、各種の支援を行うことにより、子育てをする人が子育てに喜びを実感できるような社会を形成していくとの基本的認識に立って検討することが重要となります。

このような、現状と課題を踏まえ、家族、学校・教育・保育施設そして、地域が三位一体となった子ども・子育て支援を実践します。

「西之表市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念

ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち

2. 基本目標

本計画で定める子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であることを前提としつつ、子どもや子育てを取り巻く環境の変化を踏まえながら、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、親としての成長や子育て及び子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援をしていくことです。支援にあたっては、次の3つの視点に基づいて取り組んでいきます。

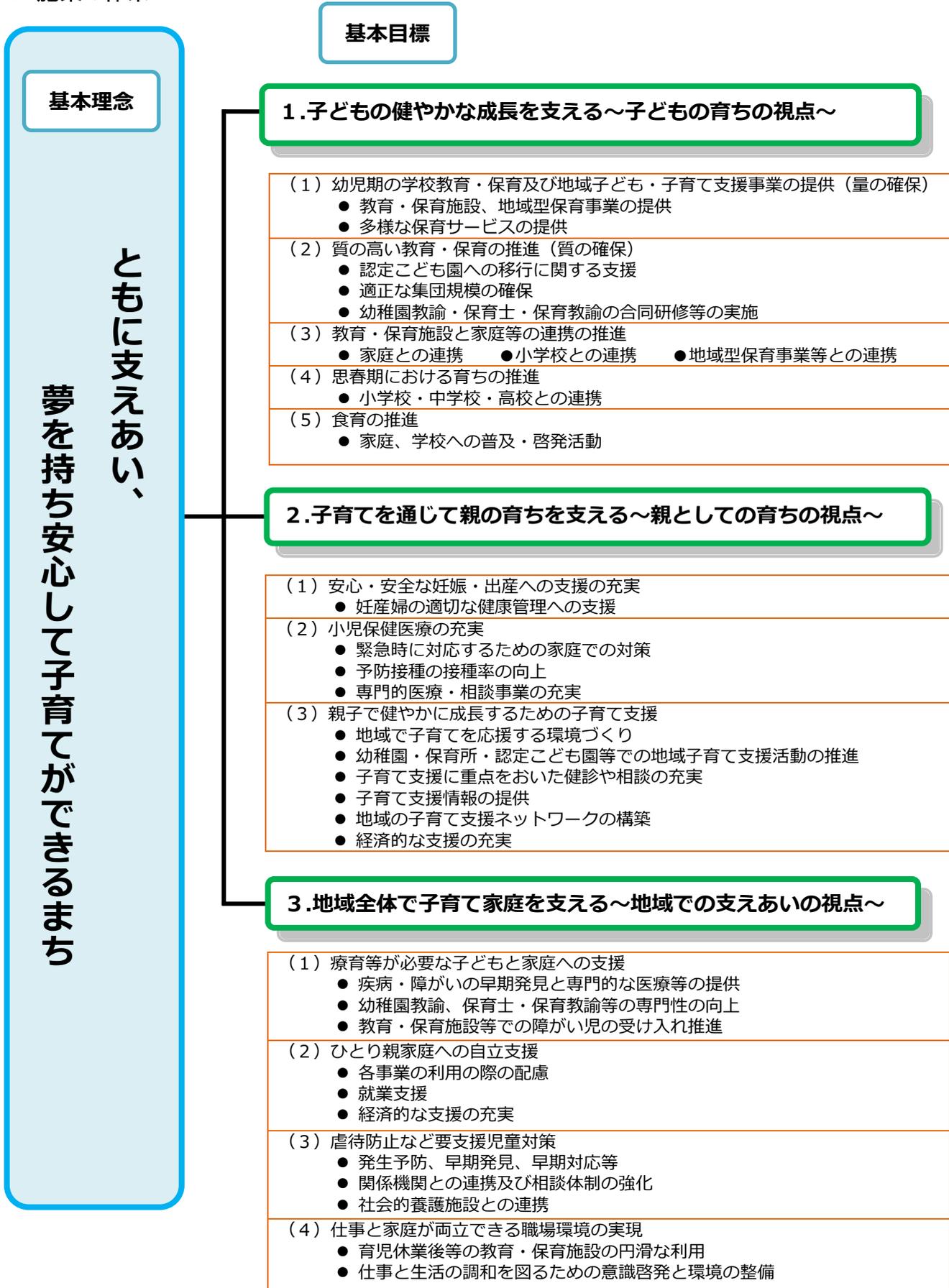
子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～



3. 施策の体系



4. 施策の展開

(1) 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の支援が必要となります。

人格形成の基礎が培われる幼児期の重要性や特性を踏まえながら、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めていきます。

① 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供(量の確保)

子どもや保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保や地域の教育・保育施設の活用に努めます。

また、子育てをしている方が、安心して働くことができるよう、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育及び放課後児童クラブ等の保育サービスの提供に努めます。

具体的な取組	取組内容
教育・保育施設、地域型保育事業の提供	多様な施設、または事業者から教育・保育を受けられるよう、認定こども園、幼稚園・保育所、地域型保育事業の提供体制を確保します。
多様な保育サービスの提供	子育てと仕事の両立支援のために、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育及び放課後児童クラブ等の保育サービスの提供体制を確保します。

② 質の高い教育・保育の推進(質の確保)

認定こども園は保護者の就労状況やその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れることのできる施設であり、幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じた教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことのできる施設です。さらに、幼稚園、保育所、認定こども園が相互に専門性の向上を図り、質の高い教育・保育の一体的な提供の推進に努めます。

具体的な取組	取組内容
認定こども園への移行に関する支援	現在の教育・保育施設の利用状況及び利用希望に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を考慮しながら、可能な施設から順次移行を行い、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げます。
適正な集団規模の確保	移行に際しては、子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。
幼稚園教諭・保育士・保育教諭の合同研修等の実施	幼稚園教諭、保育士、保育教諭の意見交換の場や合同研修等の実施により専門性の向上を図り、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

③教育・保育施設と家庭等の連携の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っており、地域型保育事業者及び地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うなど、事業者間の連携を推進します。また、小学校生活への円滑な接続のための連携や家庭との連携を推進します。

具体的な取組	取組内容
家庭との連携	教育・保育施設においては、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことなど、家庭との連携を推進します。
小学校との連携	教育・保育施設と小学校の職員が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、推進します。
地域型保育事業者等との連携	地域型保育事業者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うなど、事業者間の連携を推進します。 特に、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携施設の確保に努めます。

④思春期における育ちの推進

将来親となり子育てをする子ども達の心身の健康と性の知識をバランスよく発達させるために、正しい情報の提供や効果的な相談・教育等、「いのち」の大切さや性や相手を思いやる気持ちを培うことができるような取り組みを進めていきます。

具体的な取組	取組内容
小学校、中学校、高校との連携	いのちの大切や相手を思いやる気持ちを培うため、専門家を招いた「性」に関する授業を実施するなど、小・中・高と連携して継続的に取り組みます。

⑤食育の推進

「西之表市食育・地産地消推進計画※」に基づき、子どもや子育て家庭が、心身の健康を確保し、生涯にわたって生きいきと暮らすことができるよう食育及び地産地消の推進体制づくりを進めます。

具体的な取組	取組内容
家庭・学校への普及・啓発活動	小・中学校において、食育に関する授業の実施や、給食を通して地元食材の紹介など地産地消推進を図ります。 幼児から高齢者までの各カテゴリーの料理教室を開き、食育の時間（食と向き合う時間）を検討する場を設けます。

(2) 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。また、親自身は、周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要となります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者の学びの支援を行うことなど、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような取り組みを進めていきます。

①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導等、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進していきます。

具体的な取組	取組内容
妊産婦の適切な健康管理への支援	<p>安心・安全な妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、働きながら、妊娠・出産ができる職場環境づくりに努めます。</p> <p>また、妊婦健康診査受診票を活用した適正受診の勧奨や、支援が必要な妊産婦に対する支援に努めます。</p> <p>さらに、不妊に関する相談窓口の広報や不妊治療費助成事業の周知を図ります。</p>

②小児保健医療の充実

妊婦健診や乳幼児健診の受診率を向上し、異常の早期発見・早期治療につなげる態勢づくりに努めるとともに、専門的医療等の充実を図ります。

また、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応についての学習機会の提供、家庭での事故防止対策等の推進に努めます。

具体的な取組	取組内容
緊急時に対応するための家庭での対策	<p>救急時にすぐ対応できるよう、休日・夜間の救急医療機関の周知や、心肺蘇生法等の学習機会の提供及び普及、家庭での事故防止対策や乳児突然死症候群（SIDS）対策の推進に努めます。</p>
予防接種の接種率の向上	<p>定期予防接種の接種率を向上させ、疾病の予防に努めます。</p>
専門的医療・相談事業の充実	<p>障害のある子どもや病気にかかっている子どもが健やかに安心して生活できるように、子どもとその家族に対して、専門的医療の提供や専門的相談の充実を図るための体制づくりに努めます。</p>

③親子で健やかに成長するための子育て支援

子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子どもや子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充実感を得られるような、親子同士の交流の場づくり、子育て相談、情報提供など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

具体的な取組	取組内容
地域で子育てを応援する環境づくり	<p>地域子育て支援拠点を活用し、親子同士の交流の場や子育て情報の提供、子育て相談を行います。</p> <p>また、母子保健推進員※による乳児家庭全戸訪問や「ファミリー・サポート・センター」の充実など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。</p> <p>※母子保健推進員：訪問活動をとおして、母子健康上の現状や問題点の把握を行い、行政との連絡調整を行う地域の身近な母子の相談役。</p>
幼稚園、保育所、認定こども園等での地域子育て支援活動の推進	<p>幼稚園、保育所、認定こども園等の身近な施設が地域に開かれ、地域とともにあることで、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが可能となります。このようなことから、幼稚園、保育所、認定こども園等を地域の子育て力の向上に向け、保護者や中高校生の子育て教育の場として活用していきます。</p>
子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	<p>育児不安や育児困難を抱える保護者への相談体制や発育発達に関する、より専門的な相談体制の整備、乳幼児健診等の充実に努めます。</p>
子育て支援情報の提供	<p>子育てに関する情報を、誰もが受け取りやすく、わかりやすく、利用しやすいように、本市のホームページや広報誌を活用して提供に努めます。</p>
地域の子育て支援ネットワークの構築	<p>地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。</p>
経済的な支援の充実	<p>子育て世帯が抱える経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給や子どもに係る医療費の助成など行います。</p>

(3) 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の本市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。

さらには、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

地域全体で子どもや子育てを見守り支えることができるような支援や、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを進めていきます。

また、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとするさまざまな理由により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めていきます。

①療育等が必要な子どもと家庭への支援

「西之表市障害者計画・第4期障害福祉計画」と連携しながら、乳幼児期からの疾病・障がいの早期発見や適切な医療及び療育体制の整備に努めます。

また、保護者に対し、障がいやその対応方法等の知識の普及を図り、相談支援体制の整備に取り組みます。

具体的な取組	取組内容
疾病・障がいの早期発見と専門的な医療等の提供	障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防、治療及び療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。 また、早期の医学的評価や診察・診断が可能な体制の構築、発達支援をはじめとする療育体制の整備に努めるとともに、療育支援親子教室等利用し、保護者に対し、障がいやその対応方法等の知識の普及を図り、相談支援体制の整備に取り組みます。
幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の専門性の向上	学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉症スペクトラムといった発達障がいのある子どもを含めた特別な支援が必要な障がい児等に対応するため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭や教員等の資質向上を図りつつ、就学支援を含めた特別支援教育の体制整備等の一貫した取り組みを推進します。
教育・保育施設等での障がい児の受け入れ推進	関係機関との連携を図りながら、教育・保育施設や放課後児童クラブ等での、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。

②ひとり親家庭への自立支援

母子家庭及び父子家庭に対し、子育て、就業、経済的支援等総合的な対策を推進します。

具体的な取組	取組内容
各事業の利用の際の配慮	保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
就業支援	母子家庭等高等技能訓練促進事業などを活用した就業支援を推進します。
経済的な支援の充実	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成などの経済的支援を推進します。

③虐待防止など要支援児童対策

保護者の養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるなど、県や関係機関との連携の強化を図ります。

具体的な取組	取組内容
発生予防、早期発見、早期対応等	虐待の発生予防のため、地域の医療機関等との連携、健康診査や保健指導等の母子保健施策の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に保護者の養育支援を必要とする家庭や支援を必要とする妊婦の家庭を早期に把握するとともに特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。
関係機関との連携及び相談体制の強化	地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う目的で設置されている「西之表市要保護児童対策地域協議会」の活用を図ります。また、児童相談所の専門性や権限を要する場合に児童相談所に適切に援助を求めるほか、県と相互に協力して、連携の強化を図ります。
社会的養護施設との連携	児童養護施設など、社会的養護施設との連携を図ります。 また、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を進めるため、県が行う里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発を行うなど、県をはじめ関係機関との連携を図ります。 母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

④仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えていきます。また、子育てと仕事の調和を図るための意識啓発と環境の整備を推進します。

具体的な取組	取組内容
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。
仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	仕事と育児等の両立に関する意識啓発を進めるとともに、長時間労働等を含む働き方の見直しなど就業者が働きやすい環境整備を行い、具体的には、「第2次西之表市男女共同参画基本計画※」における取り組みと連携しながら推進して行きます。

